新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、 偏見に関しては、次の相談窓口に御連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤解や偏見に基づく差別は 許されません。困った時は一人で悩まず、ご相談ください。

*甲府地方法務局人権擁護課

- みんなの人権110番 0570-003-110(平日8時30分~17時15分)
- 子どもの人権110番いじめ、虐待など、子どもの人権問題0120-007-110(平日8時30分~17時15分)
- ○外国語人権相談ダイヤル 0570-090911 (平日8時30分~17時15分)
- ○インターネット人権相談(SOS-eメール)https://www.jinken.go.jp/(24時間受付。後日メール、電話、面談により回答)

*県民生活センター

県民生活相談ダイヤル

055-223-1778 (平日8時30分~17時)

新型コロナウイルスに係る県民生活に関する相談も受け付けています。

秘密は守られます。 安心してご相談ください。



山梨県 山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会